

盛岡広域振興局長告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年8月7日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第4地割1番7、1番12及び11番2並びに第5地割15番1の一部、15番11、15番18、15番19、15番22、15番23、15番24、15番29、15番30、15番31、15番32、15番33、15番34、15番35、15番36、15番37、15番38、15番39、15番40、15番42、15番43、15番44、15番45、15番46、15番47、15番55、15番59、15番61の一部、15番62の一部、15番63の一部及び15番64の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産